

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付（法人税法第 80 条第 5 項）及び仮決算の中間申告による所得税額の還付（同法第 72 条第 4 項、第 78 条）の適用を受ける場合の申告書等の記載例

この記載例では、

- ① 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付（法人税法 80⑤）
- ② 仮決算の中間申告による所得税額の還付（法人税法 72④、78）

の適用を受ける場合の、申告書、還付請求書及び各種明細書の記載例を設例に基づき示しています。

申告及び還付請求する際の参考にしてください。

《目 次》

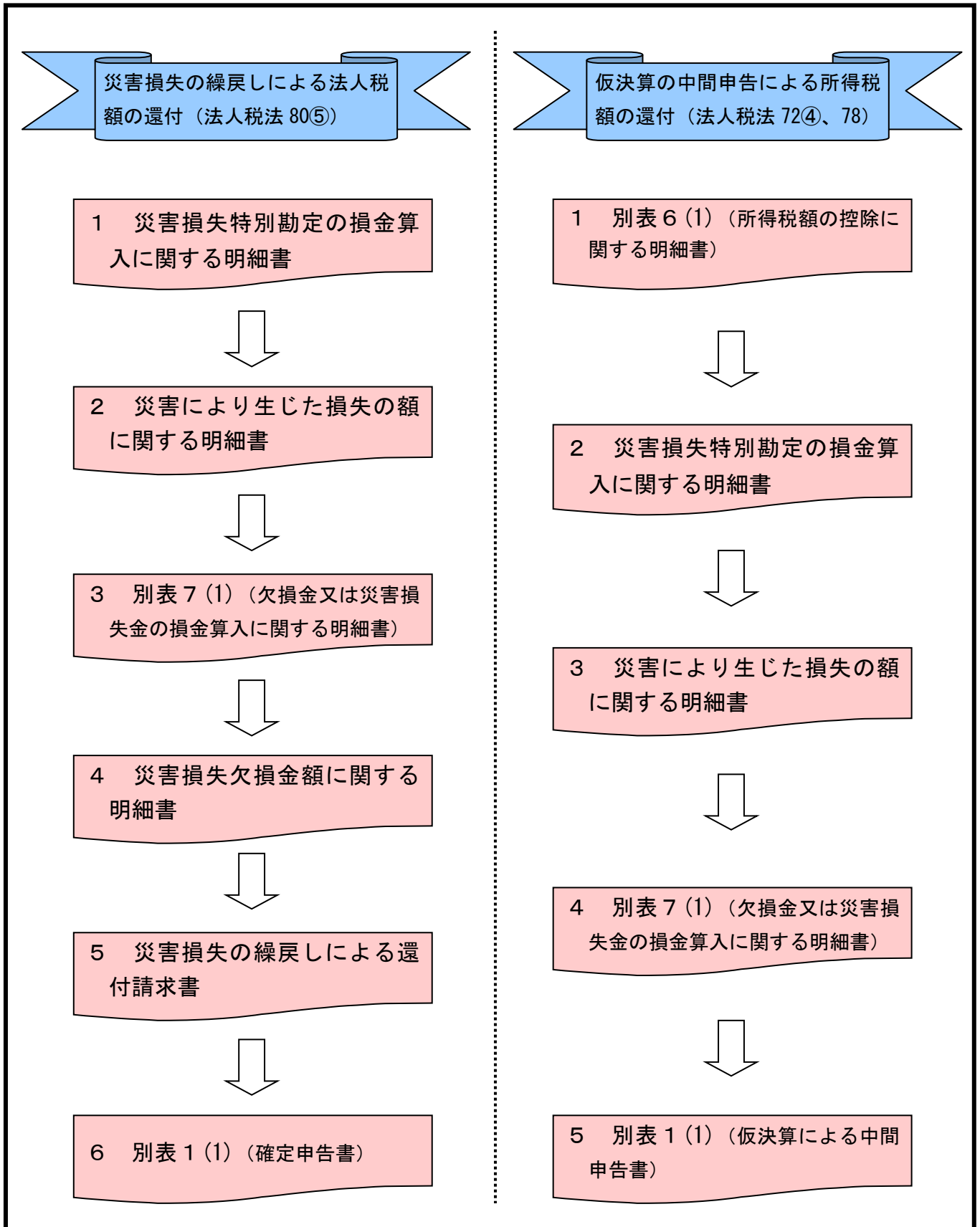
○ 作成する申告書、還付請求書等の様式名と作成の順序（単体申告分）	1
○ 設例に基づいた記載例	
（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付関係（法人税法 80⑤））	
【設例 1】災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合	2
【設例 2】災害損失の繰戻しと青色欠損金の繰戻しとを同時に行う場合	7
【設例 3】中間申告で災害損失の繰戻しを行う場合	12
【設例 3－2】中間申告で災害損失の繰戻しを行った後、確定申告においても災害損失の繰戻しを行う場合	16
（仮決算の中間申告による所得税額の還付関係（法人税法 72④、78））	
【設例 4】仮決算の中間申告において所得税額の還付を受ける場合	21

（注）各設例における申告書別表については、対応する事業年度分のものを使用しています。



## 作成する申告書、還付請求書等の様式名と 作成の順序（単体申告分）

申告及び還付請求を行うに当たり作成することとなる順に、その様式を示しています。

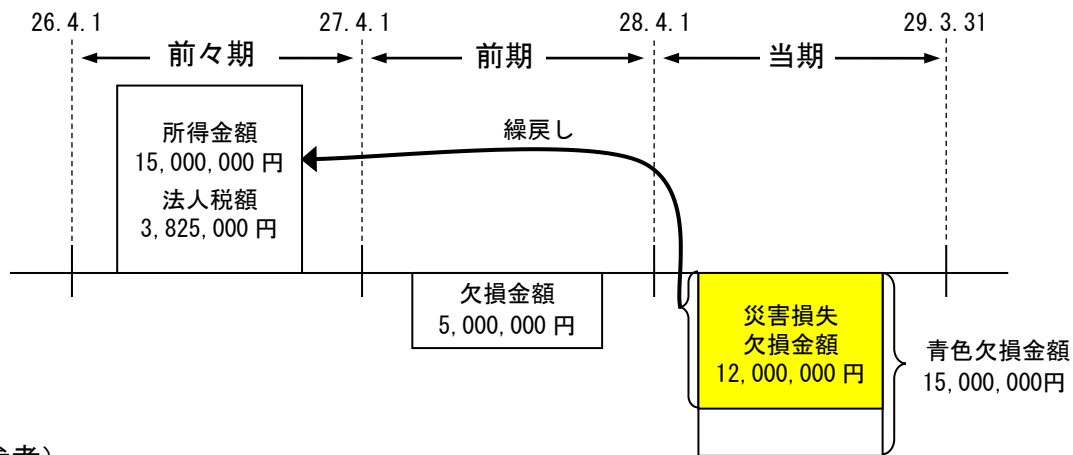


## ○ 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付関係

[設例 1] 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合

当社（株A、年1回3月決算、資本金10億円）は青色申告法人であり、当期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）において災害により棚卸資産等について生じた損失の額（災害損失金額）があることから、法人税法第80条第5項《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定を適用して前々期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）を還付所得事業年度として法人税額の還付請求を行いたいと考えていますが、請求の手續や申告書の書き方はどのようにになりますか。

なお、前々期、前期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

当期における災害損失金額（12,000,000円）の内訳

- (1) 棚卸資産の滅失等による損失 4,000,000円
  - (2) 機械及び装置の滅失等による損失 2,000,000円、原状回復費用 700,000円及び被害の拡大等の防止費用 300,000円
  - (3) 建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000円
- なお、(1)及び(2)の損失について、当期中に保険金等で補填されたものではありません。

[答]

### 1. 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合の手續について

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合には、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（法人税法 80①⑤）。

このように、この還付請求書の提出は確定申告書の提出と同時に行うことが原則ですが、平成29年3月31日以前1年以内に終了した事業年度分の法人税の確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同年3月31日までに提出した法人については、同年5月1日までにこの還付請求書の提出を行えばよいこととされています（平成29年改正法附則22、国税通則法10②）。

なお、これにより法人税の還付を請求する場合には、この還付請求書のほか、既に提出した当該事業年度の法人税の確定申告書に係る修正申告書を提出してください。

## 2. 申告書等の記載の仕方について

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、還付請求書及び各種明細書について、記載例により説明します。

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成  
 災害損失特別勘定の繰入れを行う場合に作成します。  
 設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	(株)A	
災害のあった日	1	平 28・5・XX	当期繰入額	5	5,000,000	円		
繰入限度額の計算	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000			
	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0			
	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000			
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細								
被災資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物						
	被災資産の所在地	△△市●●町						
	構造、設備の種類及び細目	鉄骨鉄筋 コンクリート 工場用						
	事業の用に供した年月日	昭 Ⓟ XX・XX・XX	昭 平	昭 平	昭 平	昭 平	昭 平	
価値の減少額	被災資産の帳簿価額	設例につき、記載を省略します。						被災資産の当期末における帳簿価額を記載します。
	被災資産の価額							被災資産の当期末における時価を記載します。
	価値の減少額 (9)-(10)							
修繕費用等の見積額	翌期以後の修繕費用等の見積額	災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額のうち、翌期以後に支出すると見込まれる金額を記載します。その他詳細は、この明細書の裏面の“記載の仕方”の4(3)をご覧ください。						この明細書の裏面の“記載の仕方”の4(3)ハ～へをご覧ください。
	再取得価額等							
	未償却残額							
	被災資産の価額							
差引見積額 (14)-(15)	16							
費用の見積額 (11)、(12)又は(14)のうち多い額	17	5,000,000						
翌期以後の保険金等の額	18	0						(11)、(12)、(16)のうち多い額を記載します。設例の場合、5,000,000円と記載します。

この金額を2で作成する「災害により生じた損失の額に関する明細書」の「災害損失特別勘定」欄の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」欄へ転記します。

## 2. 「災害により生じた損失の額に関する明細書」の作成

別表7(1)の明細書として作成します。

設例の場合、①棚卸資産の滅失等による損失額 4,000,000 円、②機械及び装置の滅失等による損失額 2,000,000 円、原状回復費用の額 700,000 円及び被害の拡大等の防止費用の額 300,000 円、③災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円をそれぞれ記載します。

災害により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	( 欄A )		
資産の種類	災害前 の備 の額	災害により生じた損失の額				保 険 金 賠 償 の 額	は 金 額
		資産の滅失等 により生じた 損失の額	被害資産の 原状回復に 係る費用等 の損失の額	被害の拡大 又は発生に 係る防止費 用の損失の 額	計		
棚卸資産	XX,XXX,XXX	4,000,000	0	0	4,000,000	0	
機械及び装置	XX,XXX,XXX	2,000,000	700,000	300,000	3,000,000	0	
災害損失特別勘定			5,000,000		5,000,000		
合 計		6,000,000	5,700,000	300,000	12,000,000	0	

別表7(1)「7」  
各欄へ

別表7(1)「8」  
各欄へ

別表7(1)「9」  
各欄へ

別表7(1)「10」  
各欄へ

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

災害損失特別勘定に係る金額を、別表7(1)に転記する際は、「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」に含めて、別表7(1)「8」②欄へ転記します。

## 3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「7」欄から「12」欄に、災害に係る災害損失金額を記載します。

「13」欄に、災害に係る災害損失欠損金額を記載します。

27・4・1 28・3・31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	5,000,000	0	5,000,000
計		5,000,000	0	5,000,000
当 期 上 の う ち	欠 損 金 の 額 (別表四「47」の①)	15,000,000	欠損金の繰戻し額	
	災 害 損 失 金			
	青 色 欠 損 金	15,000,000	12,000,000	3,000,000
合 計				8,000,000
災害により生じた損失の額の計算				
災 害 の 種 類	XXX	平	平	
災 害 を 受 け た 資 産 の 別	棚 卸 資 産 ①	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②	計 ①+② ③	
当 期 の 欠 損 金 額 (別表四「47」の①)				15,000,000
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	資 産 の 滅 失 等 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	4,000,000	2,000,000	6,000,000
	被 害 資 産 の 原 状 回 復 の た め の 費 用 等 に 係 る 損 失 の 額	0	5,700,000	5,700,000
	被 害 の 拡 大 又 は 発 生 の 防 止 の た め の 費 用 に 係 る 損 失 の 額	0	300,000	300,000
	計 (7)+(8)+(9)	4,000,000	8,000,000	12,000,000
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額		0	0	0
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (10)-(11)		4,000,000	8,000,000	12,000,000
繰 越 控 除 等 の 対 象 と な る 損 失 の 額 (6の③)と(12の③)のうち少ない金額				12,000,000

白色申告法人における「災害損失の繰戻し額」を記載します。

青色申告法人における「災害損失の繰戻し額」(青色欠損の繰戻しも併せて行う場合には、「青色欠損金の繰戻し額」との合計額)を記載します。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「8」②欄に含めて記載します。

「6」③欄と「12」③欄の少ない金額を記載します(災害損失欠損金額)。

この金額を4で作成する「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(1)」欄へ転記します。

#### 4. 「災害損失欠損金額に関する明細書」の作成

災害損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

災害損失欠損金額に関する明細書		事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	㈱A	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
災害損失欠損金額 (別表七(一)「13の③」欄)	(1)	円	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額	
		12,000,000			(3)	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	12,000,000	の 内 訳	平 26・4・1	①	12,000,000
				平 27・3・31		
				平 . .	②	
				平 . .		

この金額を5で作成する各事業年度の「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄へ転記します。

3で作成した別表7(1)「13」③欄の金額を記載します。

複数の還付所得事業年度に繰り戻す場合に、繰り戻す金額の内訳を記載します。

#### 5. 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「災害損失欠損金額に関する明細書」に記載した「繰り戻す災害損失欠損金額」を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※連絡先電話番号	
納税地		〒	
(フリガナ)		電話( )	
法人名等		㈱A	
災害欠損事業年度	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	(確定)申告書 中間申告書	還付所得事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
災害のあった日	平成XX年XX月XX日	災害の詳細	XXXX
区分		請求金額	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額 (1)	12,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)	12,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)	15,000,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	15,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	3,825,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)	0	
	控除税額 (8)	0	
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)	0	
	リース特別控除取戻税額 (11)	0	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	3,825,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0	
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	3,825,000	
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	3,060,000	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成29年 5月XX日

「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載します。なお、災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。

4で作成した「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(3)」欄の金額を記載します。  
※ 複数の還付所得事業年度に繰り戻す場合には、その還付所得事業年度に応じた金額を記載します。

当該還付所得事業年度について、既に「災害損失の繰戻し」又は「青色欠損金の繰戻し」の適用を受けた場合には、「(4)」欄にその繰戻しを行った所得金額を、「(13)」欄に還付を受けた法人税額を記載します。

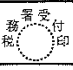
この金額を6で作成する別表1(1)「26」欄の外書へ転記します。



6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期へ繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

 平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種 要 別表等	青色申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話( ) -	事業種目 期末現在名の本金の額又は出資金の新増上引1億円以下の非営利法人のうち非営利型に該当しないもの	1,000,000,000円	整理番号 事業年度(至)
法人名 (フリガナ) (株)A	同非区分 特別定款同族会社 非同族会社 非同族会社	非営利型	売上金額 申告年月日
法人番号	一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの	非営利型	返信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	経理責任者 自署押印	年月日
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、事業報告、事業計画書、事業報告の年次、事業報告の明細書、事業報告の明細書の明細書	申告区分 法人税 国税 地方税法 国税 国税

平成 28 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確定申告書  
 課税事業年度分の地方税法 確定申告書  
 平成 29 年 3 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)  
 この申告書による法人税額の計算

翌年以降送付要否 (要) (否)  
 適用額明細書提出の有無 (有) (無)  
 税理士法第30条の背面提出有 (有) (無)  
 税理士法第33条の2の背面提出有 (有) (無)

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	十億	百万	千	円	控除税額の計算	所得税の額 (別表六「一」[13])	十億	百万	千	円
1		15	000	0000	16					
2				0	17					
3					18					
4				0	19					
5					20					
6				000	21					0
7					22					0
8				000	23					00
9					24					
10				0	25					
11					26					30600000
12					27					30600000
13					28					
14					29					00
15				00	30					
16					31					80000000

5で作成した「還付請求書」の「(15)」欄の還付金額を、「26」欄に外書します。

この申告書による地方税法税額の計算

課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準	課税標準
32				0	43					
33				0	44					
34				000	45					
35					46					000
36					47					00
37					48					
38					49					
39					50					
40					51					

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 26」の外書に記載した金額がある場合において、地方税法第 23 条第 1 項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》に規定する確定地方税法税額があるときに、「26」の外書の金額に 4.4% を乗じた金額 (確定地方税法税額を限度) を記載します。

(注) 設例の場合は、還付所得事業年度が平成 26 年 10 月 1 日前に開始した事業年度であるため、確定地方税法税額がありませんので、記載は要しません。

別表1(1) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分... 平成二十八・四・一以後終了事業年度等分(平成二十八・一以後開始事業年度等用)

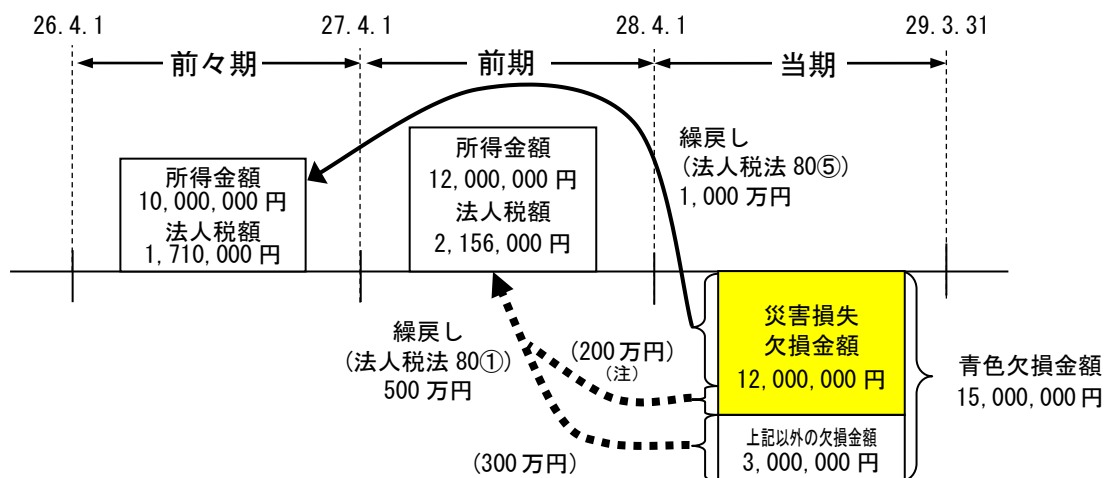
[設例 2] 災害損失の繰戻しと青色欠損金の繰戻しとを同時に行う場合

当社（株B、年1回3月決算、資本金1,000万円）は、当期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）において災害により棚卸資産等に生じた損失の額（災害損失金額）があることから、法人税法第80条第5項《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定を適用して法人税額の還付請求を行いたいと考えています。

また、当社は、青色申告法人である中小企業者等に該当することから、前期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）への繰戻しについては、法人税法第80条第1項《欠損金の繰戻しによる還付》により、青色欠損金の繰戻し還付制度の適用を併せて受けたいと考えています。

この場合の当期の請求の経手続や申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、前々期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）、前期及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

当期における災害損失金額（12,000,000円）の内訳については、[設例 1]と同様です（2ページをご覧ください。）。

(注)

青色申告法人における災害損失欠損金額は、青色欠損金に該当しますので、当該災害損失欠損金額の全部又は一部につき、「災害損失の繰戻し」、「青色欠損金の繰戻し」のいずれかの規定を選択することができます。

⇒ 2年前の事業年度への繰戻しは「災害損失の繰戻し」を適用することになりますが、1年前の事業年度へ繰戻す場合には、「災害損失の繰戻し」、「青色欠損金の繰戻し」のいずれの規定も適用することができるため、この設例においては、災害損失欠損金額以外の金額と併せて「青色欠損金の繰戻し」を行い、請求手続の簡素化を図っています。

[答]

1. 法人税法第80条第5項の災害損失の繰戻しによる還付請求を行う場合の手続について

[設例 1]と同様、還付請求書を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（法人税法 80①⑤）。

なお、平成29年3月31日以前1年以内に終了した事業年度分の法人税の確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同年3月31日までに提出した法人については、請求期限について経過措置が設けられています（2ページをご覧ください。）。

2. 法人税法第80条第1項の青色欠損金の繰戻しによる還付請求を行う場合の手続について

上記1の手続と同様、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出する必要があります（法人税法 80①）。

「青色欠損金の繰戻しによる還付請求」については、上記1のなお書のような請求期限の経



過措置は設けられていません。

### 3. 申告書等の記載の仕方について

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、還付請求書及び各種明細書について、記載例により説明します。

**1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成**  
 設例の場合、建物に係る繰入額 5,000,000 円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	( 株式会社B )	
災害のあった日	1	平 28・5・XX	当期繰入額	5	5,000,000	
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰入限度額 (4)	6	5,000,000
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰入限度超過額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0
	繰入限度額 (2)-(3)	4	5,000,000	期末災害損失特別勘定残高 (5)-(7)	8	5,000,000
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細						
被災	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物				

この金額を2で作成する「災害により生じた損失の額に関する明細書」の「災害損失特別勘定」欄の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」欄へ転記します。

中段以下は省略します（[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください。）。

**2. 「災害により生じた損失の額に関する明細書」の作成**  
 設例の場合、①棚卸資産の滅失等による損失額 4,000,000 円、②機械及び装置の滅失等による損失額 2,000,000 円、原状回復費用の額 700,000 円及び被害の拡大等の防止費用の額 300,000 円、③災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円をそれぞれ記載します。

災害により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	( 株式会社B )		
資産の種類	災害前簿価の額	災害により生じた損失の額				計	保険金 賠償の 又償 は金額
		資産の滅失等 により生じた 損失の額	被災回復の 費用等の 損失の額	被害の拡大 防止費用 の損失の額	大の発生 たにの 係の用 損失 の損失		
棚卸資産	XX, XXX, XXX	4,000,000	0	0	4,000,000	0	
機械及び装置	XX, XXX, XXX	2,000,000	700,000	300,000	3,000,000	0	
災害損失特別勘定			5,000,000		5,000,000		
合計		6,000,000	5,700,000	300,000	12,000,000	0	

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

災害損失特別勘定に係る金額を、別表7(1)に転記する際は、「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」に含めて、別表7(1)「8」②欄へ転記します。

別表7(1)「7」各欄へ

別表7(1)「8」各欄へ

別表7(1)「9」各欄へ

別表7(1)「10」各欄へ

### 3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「7」欄から「12」欄に、災害に係る災害損失金額を記載します。

「13」欄に、災害に係る災害損失欠損金額を記載します。

当期	欠損金 (別表四「47の①」)	額	15,000,000	欠損金の繰戻し額	
同様のうち	災害損失金				
	青色欠損金	15,000,000	15,000,000	0	
合計					0
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類	XXXX	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	平	.	.
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計	① + ②	③
	①	②			
当期の欠損金額 (別表四「47の①」)	6				15,000,000 円
災害により生じた損失の額	7	4,000,000 円	2,000,000 円		6,000,000 円
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8	0	5,700,000		5,700,000 円
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9	0	300,000		300,000 円
計 (7) + (8) + (9)	10	4,000,000	8,000,000		12,000,000 円
保険金又は損害賠償金等の額	11	0	0		0 円
差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)	12	4,000,000	8,000,000		12,000,000 円
繰越控除等の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)のうち少ない金額	13				12,000,000 円

青色申告法人における①「災害損失の繰戻し額」、②「青色欠損金の繰戻し額」の合計額を記載します。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「8」②欄に含めて記載します。

「6」③欄と「12」③欄のうち少ない金額を記載します(災害損失欠損金額)。

この金額を4で作成する「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(1)」欄へ転記します。

### 4. 「災害損失欠損金額に関する明細書」の作成

災害損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

(注) この記載例では、災害損失欠損金額 12,000,000 円のうち 27/3 期への繰戻額を 10,000,000 円(法人税法第80条第5項適用)として作成しています。

なお、28/3 期は、災害損失欠損金額の残額 2,000,000 円と災害損失欠損金額以外の金額 3,000,000 円の合計額 5,000,000 円を青色欠損金の繰戻しの対象としています。

災害損失欠損金額に関する明細書		事業年度	28・4・1 29・3・31	法人名	㈱B
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (別表七(一)「13の③」欄)	(1)	円	12,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	円	10,000,000	平 26・4・1 27・3・31	① 10,000,000 円
		の内訳		平 . .	②

3で作成した別表7(1)「13」③欄の金額を記載します。

5で作成する「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄へ転記します。

災害損失欠損金額をいずれの事業年度にいくら繰り戻すか、また、青色欠損金の繰戻しが可能である場合に法人税法第80条第1項の規定の適用を受ける金額と同条第5項の規定の適用を受ける金額とをどのように区分するかは、法人の計算によることとされています。

11ページに、区分をするに当たり留意すべき点を記載しましたので、手続の際の参考としてください。

5. 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」及び「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の作成  
 4で作成した「災害損失欠損金額に関する明細書」に記載した「繰り戻す災害損失欠損金額」などを基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

《27年3月期への繰戻しに係る還付請求書》

災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
納税地 (フリガナ)		電話( ) -	
法人名等		(欄B)	
災害事業年度	自平成28年4月1日 (確定申告書) 至平成29年3月31日 (中間申告書)	還付所得事業年度	
災害のあった日	平成XX年XX月XX日	災害の詳細	
区分		請求金額	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	(1)	12,000,000	
同上的うち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	(2)	10,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	(3)	10,000,000	
既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
差引所得金額((3)-(4))	(5)	10,000,000	
納付の確定した法人税額	(6)	1,710,000	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)	0	
控除税額	(8)	0	
使途秘匿金額に対する税額	(9)	0	
課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)	0	
リース特別控除取戻税額	(11)	0	
法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)	1,710,000	
既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
差引法人税額((12)-(13))	(14)	1,710,000	
還付金額((14)×(2)÷(5))	(15)	1,710,000	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成29年 5月 XX日

「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載します。なお、災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。

4で作成した「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(3)」欄の金額を記載します。

3で作成した別表7(1)の「欠損金の繰戻し額」欄へ記載した15,000,000円のうち、27/3期へ繰り戻す災害損失欠損金額10,000,000円と28/3期へ繰り戻す青色欠損金額5,000,000円をそれぞれ記載します。

《28年3月期への繰戻しに係る還付請求書》

欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
納税地 (フリガナ)		電話( ) -	
法人名等		(欄B)	
欠損事業年度	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	還付所得事業年度	
欠損のあった日	平成XX年XX月XX日	欠損の詳細	
区分		請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	(1)	15,000,000	
同上的うち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	(2)	5,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	(3)	12,000,000	
既に欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	0	
差引所得金額((3)-(4))	(5)	12,000,000	
納付の確定した法人税額	(6)	2,156,000	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)	0	
控除税額	(8)	0	
使途秘匿金額に対する税額	(9)	0	
課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)	0	
リース特別控除取戻税額	(11)	0	
法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)	2,156,000	
既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	0	
差引法人税額((12)-(13))	(14)	2,156,000	
還付金額((14)×(2)÷(5))	(15)	898,333	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成29年 5月 XX日

前1年以内に開始する事業年度に繰り戻すこととした青色欠損金額(この設例では、5,000,000円)を記載します。

還付金額の合計額2,608,333円を6で作成する別表1(1)「26」欄の外書へ転記します。

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期へ繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目	10,000,000 円	青色申告	一連番号
(フリガナ) 法人名	電話( )	同非区分	特別徴収	整理番号	整理番号
法人番号	(株)B	一般社団・非営利型法人に該当するもの	非特別徴収	事業年度(至)	事業年度
(フリガナ) 代表者自署押印		経理責任者自署押印	非特別徴収	売上金額	売上金額
代表者住所		旧納税地及び旧法人名等	非特別徴収	申告年月日	申告年月日
		添付書類	非特別徴収	申告区分	申告区分
			非特別徴収	翌年以降送付要否	適用額明細書提出の有無
			非特別徴収	税理士法第30条の背面提出有	税理士法第33条の2の背面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1	1,500,000	所得税の額 (別表六「(一)」18)	16	
法人税 (64)又は(65)額	2		外国税額 (別表六「(二)」17)	17	
法人税額の特別控除額	3		計 (16)+(17)	18	
基引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (12)	19	
留保金	5		控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20	
法人的控除	6		土地譲渡税額 (別表三「(二)」27)	21	0
控除	7		計 (別表三「(二)」28)	22	0
中			土地譲渡税額 (別表三「(三)」23)	23	0
業			所得税額等の還付金額 (20)	24	0
産			中間納付額 (14)	25	0
業			欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (24)+(25)+(26)	27	2,608,333
年			この申告書の所得金額又は欠損金額 (60)	28	0
度			この申告書により納付すべき法人税額 (65)	29	0
分			欠損金又は災害損失等の追算控除額 (別表七「(一)」10)	30	0
の			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「(一)」5の合計)	31	0

別表1(1) 普通法人特定の医療法人を除く、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十八・四一以後終了事業年度等分

この申告書による地方法人税額の計算  
地方法人税は省略します（[設例1] 6ページをご覧ください。）

**繰戻し還付請求を行う場合の留意点**

【災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付】（法人税基本通達 17-2-7）  
 青色申告法人である中小企業者等にあつては、法人税法第 80 条第 5 項の規定により繰戻し還付を受ける災害損失欠損金額以外の青色欠損金額について、同条第 1 項の規定の適用を受けることができます。  
 （注）災害損失欠損金額とそれ以外の青色欠損金額を有する場合において、これらの欠損金額を前 1 年間に開始する事業年度に繰り戻す場合には、これらの欠損金額を区分することなく、その合計額について法人税法第 80 条第 1 項の規定の適用を受けることもできます。  
 この場合には、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の作成は行わず、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」のみを作成することとなりますが、還付請求税額や翌期へ繰り越す欠損金額は、それぞれを区分して 2 つの還付請求書を作成する場合と同様の結果となります。

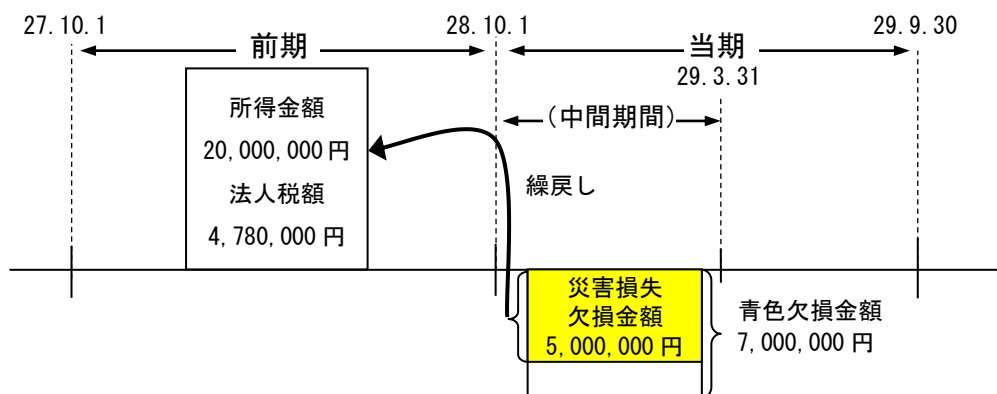
【還付所得事業年度が 2 以上ある場合の繰戻し還付】（法人税基本通達 17-2-4）  
 還付所得事業年度が 2 以上ある場合に、そのいずれに繰り戻すかは法人の計算によりますが（法人税基本通達 17-2-4）、一般に、還付所得事業年度における税負担割合（法人税額÷所得金額）が高い事業年度に繰り戻すと還付税額が多くなります。



[設例 3] 中間申告で災害損失の繰戻しを行う場合

当社（株C、年1回9月決算、資本金10億円）は、当期（自平成28年10月1日至平成29年9月30日）に係る中間期間（自平成28年10月1日至平成29年3月31日）において災害により棚卸資産等について生じた損失の額（災害損失金額）があることから、法人税法第80条第5項《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定を適用し、平成29年5月に仮決算による中間申告書を提出することにより、前期（自平成27年10月1日至平成28年9月30日）を還付所得事業年度として、法人税額の還付請求を行いたいと考えていますが、請求の経路や申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、前期及び当期に係る中間期間の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(参考)

- ・ 中間期間における災害損失金額（5,000,000円）は、建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額です。

[答]

1. 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合の経路について

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合には、「災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書」を作成し、その中間申告書の提出期限までに、仮決算による中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（法人税法80①⑤）。

2. 申告書等の記載の仕方について

災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、還付請求書及び各種明細書について、記載例により説明します。

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

設例の場合、建物に係る繰入額5,000,000円について記載します。

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	28・10・1 29・3・31	法人名	(株)C	円
災害のあった日	1	平 28・12・XX	当 期	繰 入 額	5	5,000,000
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2	5,000,000	繰 入 限 度 額	6	5,000,000
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3	0	繰 入 限 度 超 過 額 (6)-(6) (マイナスの場合は0)	7	0
	繰 入 限 度 額 (2)-(3)	4	5,000,000	期 末 災 害 損 失 特 別 勘 定 残 高 (6)-(7)	8	5,000,000
	被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細					
被災	名称及び種類 又は共通費用の費目	建物				

中段以下は省略します（[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください。）。

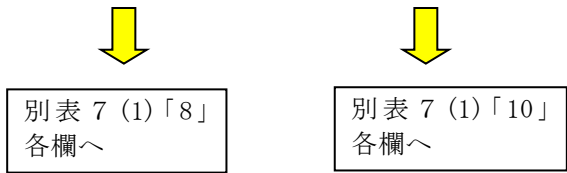
この金額を2で作成する「災害により生じた損失の額に関する明細書」の「災害損失特別勘定」欄の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」及び「計」欄へ転記します。



**2. 「災害により生じた損失の額に関する明細書」の作成**  
 設例の場合、災害損失特別勘定の繰入額 5,000,000 円を記載します。

災害により生じた損失の額に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	28・10・1 29・3・31	法人名	( 株式会社 )		
資産の種類	災害前 の価額	災害により生じた損失の額				計	は金額 又償 金の 賠償 の 等
		資産の減 失の額	被害の 費用等 に係る 損失の 額	被害の 費用等 に係る 損失の 額	被害の 費用等 に係る 損失の 額		
	円	円	円	円	円	円	
災害損失特別勘定			5,000,000			5,000,000	
合計		0	5,000,000	0		5,000,000	

災害損失特別勘定に係る金額を、別表7(1)に転記する際は、「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」に含めて、別表7(1)「8」②欄へ転記します。



**3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成**  
 「7」欄から「12」欄に、災害に係る災害損失金額を記載します。  
 「13」欄に、災害に係る災害損失欠損金額を記載します。

当期	欠損金 (別表四「47」の①)	7,000,000	欠損金の繰戻し額	
区分	災害損失金			
	青色欠損金	7,000,000	5,000,000	
	合計			
災害により生じた損失の額の計算				
災害の種類	XXXX			平
災害を受けた資産の別	欄 卸 資 産		固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む)	計 ①+② ③
当期の欠損金額 (別表四「47」の①)	6			7,000,000 円
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	7	0 円	0 円
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8	0	5,000,000
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9	0	0
	計 (7)+(8)+(9)	10	0	5,000,000
保険金又は損害賠償金等の額	11	0	0	0
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12	0	5,000,000	5,000,000
繰越控除等の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)のうち少ない金額	13			5,000,000

中間申告の場合は、翌期に繰り越す欠損金額は生じないため、空欄とします。

災害損失特別勘定の繰入額がある場合には、「8」②欄に含めて記載します。

「6」③欄と「12」③欄のうち少ない金額を記載します(災害損失欠損金額)。

この金額を4で作成する「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(1)」欄へ転記します。

#### 4. 「災害損失欠損金額に関する明細書」の作成

災害損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

災害損失欠損金額に関する明細書		事業年度	28・10・1 29・3・31	法人名	株C
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (別表七(一)「13の③」欄)	(1)	円	5,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	円	5,000,000		(3)
		の内訳			円
		平	27・10・1	①	5,000,000
		平	28・9・30		
		平	・	②	
		平	・		

この金額を5で  
作成する「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄へ転記します。

3で作成した別表7(1)「13」③欄の金額を記載します。

#### 5. 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「災害損失欠損金額に関する明細書」に記載した「繰り戻す災害損失欠損金額」を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※識別コード	
納税地		〒	
(フリガナ)		電話( )	
法人名等		(株C)	
平成 年 月 日			
災害欠損事業年度	自平成28年10月1日 至平成29年3月31日	〔確定申告書〕 〔中間申告書〕	還付所得事業年度 自平成27年10月1日 至平成28年9月30日
災害のあった日	平成XX年XX月XX日	災害の詳細	XXXX
区分		請求金額	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額 (1)	5,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)	5,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)	20,000,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	0	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	20,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	4,780,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)	0	
	控除税額 (8)	0	
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)	0	
	リース特別控除取戻税額 (11)	0	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	4,780,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	0	
	差引法人税額((12)-(13)) (14)	4,780,000	
	還付金額((14)×(2)÷(5)) (15)	1,195,000	
請求期限	平成29年5月31日	確定申告書等提出年月日	平成29年5月

「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載します。  
なお、災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。

4で作成した「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(3)」欄の金額を記載します。

この金額を6で作成する別表1(1)「26」欄の外書へ転記します。

**【ご注意】**

中間申告で災害損失の繰戻し還付請求を行った場合には、確定申告時に、その還付請求の対象となった災害損失欠損金額に相当する金額を益金の額に算入することとなります。

設例の場合、5,000,000円を益金の額に算入します。

確定申告を行う際の別表4の記載要領は、18ページに記載していますので、ご覧ください。

**6. 別表1(1)「仮決算による中間申告書」の作成**

還付請求税額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

平成 年 月 日 税務署長 殿		事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 1,000,000,000円	青色申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話( ) -	同非区分 一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの	整理番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 千 百 万 円 申告年月日 年 月 日	法人税 課税 課税 課税
法人名 (例) C	経理責任者 自署押印	申告区分 法人税 課税 課税	課税 課税 課税
法人番号	旧納税地及び旧法人名等	申告区分 法人税 課税 課税	課税 課税 課税
(フリガナ) 代表者 自署押印	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益分派、勘定簿等	申告区分 法人税 課税 課税	課税 課税 課税
代表者住所	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益分派、勘定簿等	申告区分 法人税 課税 課税	課税 課税 課税

平成 28 年 10 月 1 日 事業年度分の法人税 中間申告書  
 平成 29 年 9 月 30 日 課税事業年度分の地方税法 中間申告書  
 (中間申告の場合 平成 28 年 10 月 1 日)  
 (計算期間 平成 29 年 3 月 31 日)  
 この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	10 億 百万 千 円 1 7 0 0 0 0 0 0 0 0	控除 所得税の額 (別表六(一)「13」)	16
法人税額 (54)又は(55)	2	外国税額 (56)(1)又は(56)(2)	17
法人税額の特別控除額 (54)(2)又は(55)(2)	3	計 (16)+(17)	18
差引法人税額 (2)-(3)	4	控除した金額 (12)	19
還付請求の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5	控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」)	6	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	21
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	7	同 上 (別表三(二)「28」)	22
課税留保金額 (別表三(一)「40」)	8	同 上 (別表三(三)「23」)	23
同上に対する税額 (別表三(一)「48」)	9	この申告による 所得税額等の還付金額 (20)	24
法人 (4)+(5) 仮装経理に 対応して 控除 ((10)-(11))と 差引所得に (10)-(11)-(12)	10	中間納付額 (14)-(13)	25
5で作成した「還付請求書」の「(15)」欄の金額を外書きします。	11	欠損金の繰戻しによる還付請求税額 計 (24)+(25)+(26)	26 1 1 9 5 0 0 0 0
中間申告分の法人税額	14	この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	28
差引(確定/中間申告の場合はその法人税額(税額)を「マ」の(13)-(14)場合は、(25)へ記入)	15	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 大損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4」の(9)+(別表七(一)「9」)若しくは(別表七(一)「10」)	29
この申告書による地方税法税額の計算	16	翌期へ繰り越す大損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	31

中間申告では、「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」の欄は記載しません。

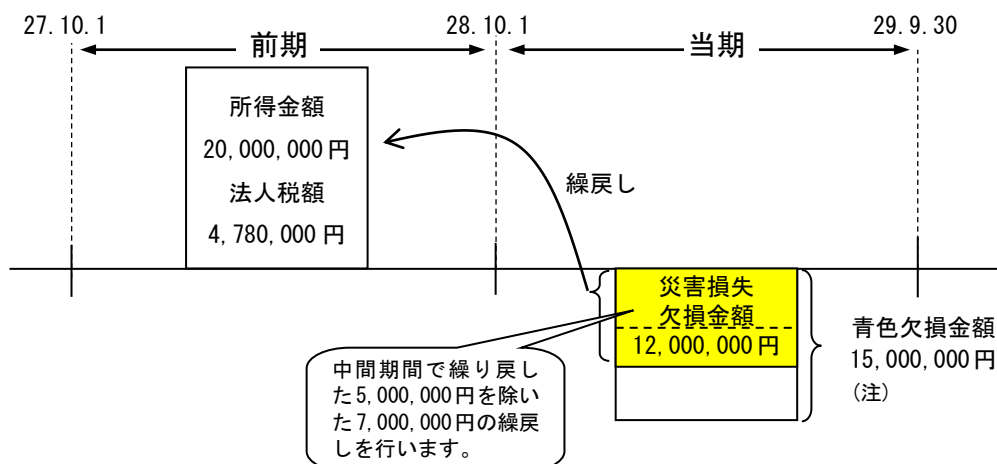
地方税法は省略します（[設例1] 6ページをご覧ください。）

[設例 3 - 2] 中間申告で災害損失の繰戻しを行った後、確定申告においても災害損失の繰戻しを行う場合

[設例 3]において、当社は、中間申告で災害損失の繰戻し還付請求を行いました。

この度、当期（自平成 28 年 10 月 1 日至平成 29 年 9 月 30 日）の確定申告書の作成に当たり、中間申告後において災害により棚卸資産等について生じた損失の額（災害損失金額）があることから、改めて法人税法第 80 条第 5 項《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定を適用して前期（自平成 27 年 10 月 1 日至平成 28 年 9 月 30 日）を還付所得事業年度として、法人税額の還付請求を行いたいと考えていますが、仮決算時に繰戻し還付請求した金額の処理方法など、請求の手續や申告書の記載に当たり留意すべき点を教えてください。

なお、前期及び当期の所得金額、欠損金額、法人税額などの状況は、下図のとおりです。



(注) 確定申告の欠損金額は、中間期間で繰り戻した災害損失欠損金額を控除した 10,000,000 円となります (18 ページ参照)。

(参考)

- 1 中間期間における災害損失金額 (5,000,000 円) は、建物に係る修繕費等の見積額として計上した災害損失特別勘定の繰入額です (12 ページ設例 3 のとおり)。
- 2 確定申告における災害損失欠損金額 (12,000,000 円) の内訳
  - (1) 建物に係る原状回復費用 5,000,000 円
  - (2) 機械及び装置に係る原状回復費用 7,000,000 円

なお、これらの損失について、当期中に保険金等で補填されたものはありません。

[答]

1. 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合の手續について  
災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行う場合には、「災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書」を作成し、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります (法人税法 80①⑤)。
2. 申告書等の記載の仕方について  
災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求を行うに当たって作成が必要な申告書、還付請求書及び各種明細書について、記載例により説明します。

1. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

中間期間において災害損失特別勘定への繰入れを行った金額以外の繰入れを確定申告時に行わない場合には、この明細書を作成する必要はありません。

設例の場合は、中間申告の際には建物に係る修繕費等の見積額5,000,000円がりましたが、当期において原状回復費用として支出したため、該当がありません。

2. 「災害により生じた損失の額に関する明細書」の作成

当期における災害損失金額をその内訳に応じて、それぞれ該当欄へ記載します。

なお、中間申告において繰り入れた災害損失特別勘定の金額がある場合において、その災害損失特別勘定に係る資産につき修繕費用等の支出をしたときには、その災害損失特別勘定に相当する金額を災害損失特別勘定の金額の上段に△を付して記載します。

設例の場合、①建物に係る原状回復費用の額 5,000,000 円、②機械及び装置に係る原状回復費用の額 7,000,000 円、③災害損失特別勘定の金額△5,000,000 円をそれぞれ記載します。

3で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

災害により生じた損失の額に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	28・10・1 29・9・30	法人名	(株C)	
資産の種類	災害前簿価の額 円	災害により生じた損失の額				保険等 賠償の 金額 又は償 は金額 円
		資産の減失等 による損失の額 円	被害回復費用の 損失の額 円	被害の発生に 係る費用の 損失の額 円	計 円	
建物	XX, XXX, XXX	0	5,000,000	0	5,000,000	0
機械及び装置	XX, XXX, XXX	0	7,000,000	0	7,000,000	0
災害損失特別勘定			△5,000,000 5,000,000		△5,000,000 5,000,000	
合計		0	12,000,000	0	12,000,000	

中間申告において繰り入れた災害損失特別勘定の金額について、原状回復費用等の支出をした場合は、その災害損失特別勘定に相当する金額を災害損失特別勘定の上段に△を付して記載します。

別表7(1)「7」各欄へ

別表7(1)「8」各欄へ

別表7(1)「9」各欄へ

別表7(1)「10」各欄へ



【参考】別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の作成

中間申告で災害損失による繰戻し還付請求を行った場合には、確定申告時に、その還付請求の対象となった災害損失欠損金額に相当する金額を益金の額に算入することとなります。

設例の場合、5,000,000円を益金の額に算入します。

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		事業年度	28・10・1 29・9・30	法人名	㈱C	別表四
区分	総額	処 分			③	①
		留	保	社 外 流 出		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
合計 (25)+(26)+(29)+(30)	33	△	15,000,000	XXX,XXX	外※	XXX,XXX
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	34					
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額	36		5,000,000		※	XXX,XXX
非違特合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	37				※	
差 引 計 (33)+(34)+(36)+(37)	38	△	10,000,000	XXX,XXX	外※	XXX,XXX
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(1)「14」の③+「15」の③+「16」の③)	39	△			※	△
総 計 (38)+(39)	40	△	10,000,000	XXX,XXX	外※	XXX,XXX
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の 特別控除額(別表十(三)「43」)	41	△			※	△
残余財産の確定の日の属する事業 年度に係る事業税の損金算入額	47	△		△		
所得金額又は欠損金額	48	△	10,000,000	XXX,XXX	外※	XXX,XXX

中間申告で災害損失による繰戻し還付を行った場合、確定申告時にその還付請求書の対象となった災害損失欠損金額に相当する金額（設例では、5,000,000円）を「36」欄に記載します。  
なお、この金額は、3で作成する別表7(1)の「14」③欄の金額と一致します。

この金額を3で作成する別表7(1)の当期分の欠損金額欄へ転記します。

3. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」の作成

「6」欄から「13」欄に、災害損失金額を記載します。

「14」欄に、中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額を記載します。

「15」欄に、災害損失欠損金額を記載します。

当 期 分	欠 損 金 額 (別表四「48」の①)	10,000,000	欠損金の繰戻し額	0	0
災害損失金	0		0		
青色欠損金	10,000,000		7,000,000		3,000,000
合 計					3,000,000
災害により生じた損失の額の計算					
災 害 の 種 類	XXXX	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	計	計	計
災 害 を 受 け た 資 産 の 別	欄 卸 資 産	固 定 資 産	① + ②	③	④
当 期 の 欠 損 金 額 (別表四「48」の①)	①	②	③	④	円
資産の滅失等により生じた損失の額	7	0	0	0	0
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8	0	12,000,000	12,000,000	12,000,000
被害の拡大又は発生を防止するための費用に係る損失の額	9	0	0	0	0
計	10	0	12,000,000	12,000,000	12,000,000
(7)+(8)+(9)					
保険金又は損害賠償金等の額	11	0	0	0	0
差引災害により生じた損失の額	12	0	12,000,000	12,000,000	12,000,000
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13	0	12,000,000	12,000,000	12,000,000
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			5,000,000	5,000,000
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)+(13の③)-(14の③)のうち少ない金額	15			7,000,000	7,000,000
繰戻控除の対象となる損失の額 (6の③)+(12の③)-(14の③)のうち少ない金額	16			7,000,000	7,000,000

別表4の「48」①欄から転記します。

この金額は、別表4の「36」①欄の金額と一致します。

(「6」③欄)と(「13」③欄-「14」③欄)のうち少ない金額を記載します。

この金額を4で作成する「災害損失欠損金額に関する明細書」の「(1)」欄へ転記します。

「16」③欄の金額は、白色申告法人である場合に、「同上のうち災害損失金」の「3」欄（控除未済欠損金額）へ転記します（設例の場合は、転記しません）。

#### 4. 「災害損失欠損金額に関する明細書」の作成

災害損失の繰戻しによる還付請求書の付表として作成し、災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に繰り戻すかを明らかにします。

災害損失欠損金額に関する明細書		事業年度	28・10・1 29・9・30	法人名	㈱C
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	円	7,000,000	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額 (3)
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	円	7,000,000	①	7,000,000
		の内訳		②	
		平	27・10・1		
		平	28・9・30		
		平	・		
		平	・		

この金額を5で作成する「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄へ転記します。

3で作成した別表7(1)「15」③欄の金額を記載します。

#### 5. 「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の作成

「災害損失欠損金額に関する明細書」に記載した「繰り戻す災害損失欠損金額」を基に、還付所得事業年度ごとに「還付請求書」を作成します。

災害損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
納税地		電話( )	-
(フリガナ)		法人名等	㈱C
平成 年 月 日			
災害欠損事業年度	自平成28年10月1日 至平成29年9月30日	(確定) 中間申告書	還付所得事業年度 自平成27年10月1日 至平成28年9月30日
区分		請求金額	※金額
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災害損失欠損金額 (1)	7,000,000	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)	7,000,000	
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)	20,000,000	
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)	5,000,000	
	差引所得金額((3)-(4)) (5)	15,000,000	
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	4,780,000	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)	0	
	控除税額 (8)	0	
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	0	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)	0	
	リース特別控除取戻税額 (11)	0	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)	4,780,000	
既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)	1,195,000		
差引法人税額((12)-(13)) (14)	3,585,000		
還付金額((14)×(2)/(5)) (15)	1,673,000		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成29年11月

4で作成した「災害損失欠損金額に関する明細書」「(3)」欄の金額を記載します。

中間申告の際に繰戻しによる還付請求を行った金額を記載します。


中間申告の際に行った繰戻しによる還付請求により還付を受けた法人税額を記載します。

この金額を6で作成する別表1(1)の「26」欄の外書へ転記します。

6. 別表1(1)「確定申告書」の作成

還付請求税額及び翌期に繰り越す欠損金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

 平成 年 月 日 税務署長殿		所 轄 署 業 種 目 業 務 種 別 別 表 号	青色申告 一連番号
納税地 電話( ) -	事業種目 1,000,000,000円 期前現在の資本金の額又は出資金の額 同上が1億円以下の場合は法人のうち中小法人に該当しないもの	整理番号 事業年度(年) 売上金額 申告年月日	整理番号 事業年度(年) 月 日 売上金額 申告年月日
(フリガナ) 法人名 株C	同非区分 特別徴収会社 同業会社 非同業会社 一般社団・財団法人のうち 非営利法人に該当するもの 非営利法人	延滞印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分	法人税 戻戻 修正 地方 法人税 戻戻 修正
法人番号 (フリガナ) 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	年月日 申告区分	法人税 戻戻 修正 地方 法人税 戻戻 修正
代表者 住 所	追加書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益処分簿、貸借対照表に添付する経理簿等の明細書	法人税 戻戻 修正 地方 法人税 戻戻 修正	法人税 戻戻 修正 地方 法人税 戻戻 修正

平成 28 年 10 月 1 日 事業年度分の法人税 確定申告書  
 平成 29 年 9 月 30 日 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書  
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)  
 この申告書による法人税額の計算

翌年以降送付要否	適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	十位	百万	千	円	控 除 税 額 の 計 算	所得税の額 (別表六「(-)6」の③)	十位	百万	千	円
1		△ 10	0000	0000	16					
2				0	17					
3					18					
4				0	19					
5					20					
6			000		21				0	
7					22				0	
8			000		23				00	
9					24					
10				0	25					
11					26				1195	0000
12					27				1195	0000
13				00	28					
14				00	29					00
15				00	30					
					31				3000	0000

この申告書による地方法人税額の計算

中間申告の際に還付請求を行った税額 1,195,000 円については、確定申告までに還付を受けた場合には、その金額を本書きします。確定申告の際に還付請求を行う税額 1,673,000 円は外書きします。

地方法人税は省略します（[設例1] 6ページをご覧ください。）。

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十九・四・一以後終了事業年度等

○ 仮決算の中間申告による所得税額の還付関係

[設例4] 仮決算の中間申告において所得税額の還付を受ける場合

当社（株D、年1回9月決算、資本金1,000万円）は、当期（自平成28年10月1日至平成29年9月30日）に係る中間期間（自平成28年10月1日至平成29年3月31日）において災害により棚卸資産等について生じた損失の額（災害損失金額）があることから、仮決算による中間申告書を提出することにより、受取配当金に課された所得税額の還付を受けたいと考えています。

この場合の申告書の書き方はどのようになりますか。

なお、所得金額、所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）の額等の状況は次のとおりです。

○ 中間期間[28.10.1~29.3.31]

所得金額	1,000,000円
法人税額	150,000円
災害損失金額	500,000円
受取配当金に係る所得税額	816,800円

(参考)

災害損失金額（500,000円）は、機械及び装置の滅失等による損失の額です。

[答]

○ 申告書等の記載の仕方について

仮決算による中間申告において、所得税額の還付を受けるに当たって作成が必要な申告書や明細書について、記載例により説明します。

1. 別表6(1)「所得税額の控除に関する明細書」の作成

当期中に支払を受ける利子・配当等について課された所得税の額について、当期の所得に対する法人税の額から控除する場合に作成します。

設例の場合、受取配当金に係る所得税額816,800円について記載します。

平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細			
区 分	収入金額	①について課される	②のうち控除を受ける
		所得税額	所得税額
	①	②	③
公社債及び短期金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	7	円	円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	8	4,000,000	816,800
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	9		
割引債の償還差益	10		
その他	11		
計	12	4,000,000	816,800
当期において控除を受ける所得税額 (6の③) + (12の③)		13	816,800

5で作成する別表1(1)「24」欄（所得税額等の還付金額）の記載を行う際に、必要な金額となります。詳しくは、18ページをご覧ください。

(B)

2. 「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の作成

災害損失特別勘定の繰入れを行う場合に作成します。

設例の場合は、該当がありません。

災害損失特別勘定の繰入れを行う場合の記載の仕方等については、[設例1]と同様ですので、3ページをご覧ください。

3. 「災害により生じた損失の額に関する明細書」の作成

設例の場合、機械及び装置の滅失等による損失額 500,000 円を記載します。

災害により生じた損失の額に関する明細書							
		事業年度又は連結事業年度	28・10・1 29・3・31	法人名	(株)D		
資産の種類	災害前価額	災害により生じた損失の額				計	保険金又は賠償額の金額
		資産の滅失等による損失	被害資産の原状回復のための費用	被害の拡大又は発生防止のための費用	大の係属		
機械及び装置	円 XX,XXX,XXX	円 500,000	円 0	円 0	円 0	円 500,000	円 0
災害損失特別勘定			0			0	
合計		500,000	0	0		500,000	0

4で作成する別表7(1)の該当欄へそれぞれ転記します。

別表7(1)「7」各欄へ

別表7(1)「10」各欄へ

4. 別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」の作成

「7」欄から「12」欄に、災害に係る災害損失金額を記載します。

災害により生じた損失の額の計算			
災害の種類	XXXX	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	平
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ① + ②
当期の欠損金額 (別表四「47」の①)	①	②	③
6			円 0
7 資産の滅失等により生じた損失の額	円 0	円 500,000	500,000
8 被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	0	0	0
9 被害の拡大又は発生防止のための費用に係る損失の額	0	0	0
10 計 (7) + (8) + (9)	0	500,000	500,000
11 保険金又は損害賠償金等の額	0	0	0
12 差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)	0	500,000	500,000
13 繰越控除等の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)のうち少ない金額			(C)

3で作成した「災害により生じた損失の額に関する明細書」の「合計」欄の「計」の金額と一致します。

5で作成する別表1(1)「24」欄(所得税額等の還付金額)の記載を行う際に、必要な金額となります。詳しくは、18ページをご覧ください。



5. 別表1(1)「仮決算による中間申告書」の作成

所得税額等の還付金額を記載します。

この設例における申告書別表1(1)は、次のとおりとなります。

平成 年 月 日 税務署長 殿		事業種目 10,000,000 円 非営利型法人		青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(全) 売上金額 申告年月日 通過日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分 申告区分 法人税 課税 課税 課税	
納税地 (フリガナ) 法人名 (フリガナ) 法人番号 代表者 自署押印 代表者 住所		事業年度分の法人税 中間 申告書 課税事業年度分の地方法人税 申告書 平成 28 年 10 月 1 日 平成 29 年 3 月 31 日 (中間申告の場合、平成 28 年 10 月 1 日) この申告書による法人税額の計算		翌年以降 送付要否 適用額明細書 提出の有無 税理士法第30条 の書面提出有 税理士法第33条 の2の書面提出有	
所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)		控除 所得税の額 (別表六「13」)		所得税の額 (別表六「13」)	
1	10,000,000	16	816,800	16	816,800
2	1,500,000	17		17	
3		18	816,800	18	816,800
4	1,500,000	19	1,500,000	19	1,500,000
5		20	666,800	20	666,800
6	000	21		21	
7		22		22	
8	000	23		23	
9		24	500,000	24	500,000
10	1,500,000	25		25	
11		26		26	
12	1,500,000	27	500,000	27	500,000
13	000	28		28	
14	000	29		29	
15	000	30		30	
32	000	43		43	

別表1(1) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格

○ 「この申告書による地方法人税額の計算」の各欄については、前年度実績の税額が10万円以下で法人税の中間申告を要しない場合には、申告義務がありませんので仮決算の中間申告による所得税額の還付を受けるときには、記載は要しません。ただし、「災害損失による繰戻し還付請求」と同時に行うときには、申告義務がありますので記載を要します。

- 所得税額等の還付金額「24」欄の記載の仕方について  
 次の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します(設例の場合は500,000円となります)。  
 (A) 別表1(1)「20」欄の金額(設例の場合は666,800円)  
 (B) 別表6(1)「13」欄の金額(設例の場合は816,800円)  
 (C) 別表7(1)「12」③欄の金額(設例の場合は500,000円)

【参考】

仮決算による中間申告で所得税等の還付を受けた法人が、その後、その中間期間を含む事業年度の確定申告書を提出する場合の確定申告書の記載の仕方は、次のようになります。

(設例：年1回9月決算法人と仮定)

中間期間における所得税額（受取配当分）…………… 816,800 円  
 上記のうち還付を受けた所得税額…………… 500,000 円

通年における所得税額（受取配当分）…………… 1,225,200 円

○【別表6(1)の記載要領】

所得税額の控除に関する明細書		事業年度 28・10・1 29・9・30	法人名 例D	別表六(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度分
区分	収入金額 ①	①について課される所得税額 ②	②のうち控除を受ける所得税額 ③	
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	円	円	円	
2 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	6,000,000	1,225,200	1,225,200	
3 集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配				
4 割引債の償還差益				
5 その他				
6 計	6,000,000	1,225,200	内 500,000 1,225,200	

中間申告において還付を受けた所得税額を「6」③の内書として記載します。

○【別表4の記載要領】

法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」③)	29	1,225,200	その他	1,225,200
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)	30		その他	
合計 (25)+(26)+(29)+(30)	33	XXX,XXX	外※	XXX,XXX

中間申告で還付を受けた金額と確定申告で控除(又は還付)を受ける金額の合計額(別表6(1)の「6」③欄の金額)を「29」欄に記載します。

○【別表1(1)の記載要領】

控除税額の	十位	百万	千	円
16 所得税の額 (別表六(一)「6」③)			7 2 5 2 0 0	
17 外国税額 (別表六(二)「20」)				
18 計 (16)+(17)			7 2 5 2 0 0	
19 控除した金額				

別表6(1)の「6」③欄の金額1,225,200円から内書として記載した金額500,000円を控除した金額を別表1(1)の「16」欄へ記載します。  
 設例の場合、725,200円を記載します。